

『個人番号カード』について知ろう

先月号では、マイナンバーが記載された『通知カード』の郵送に伴う住所変更と法人番号の通知について紹介しました。今号では、『個人番号カード』の申請と交付、それに伴う注意点についてお知らせします。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

10月5日から11月末頃をめぐり、12桁のマイナンバーが記載された『通知カード』とともに『個人番号カード交付申請書』

が、原則、皆さんが住民票に登録されている住所宛てに郵送されます。

また、法人の皆さんには『法人番号』が通知されます。

●『個人番号カード』って？

『個人番号カード』は、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載され、本人確認書類として利用できます。

交付にかかる手数料は無料で、有効期限は発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目の誕生日）までです。

希望者には、e-Taxなどの電子申請などが行える電子証明書を搭載することができます。

●申請方法は？

『個人番号カード』は希望者に交付します。郵送された『通知カード』と一緒に同封されている『個人番号カード交付申請書』で申請を行ってください。



『個人番号カード』への点字表記や電子証明書の搭載希望の有無などの記載欄と顔写真貼付欄に必要事項を記入し、顔写真を貼付の上、返送してください。

※スマートフォンなどで写真を撮り、オンライン申請することも可能です。

※写真は、直近6カ月以内に、無帽・正面・無背景で撮影し

たものをお使いください。

●交付方法は？

平成28年1月以降、『個人番号カード』の交付の準備ができた旨の『交付通知書』を登別市から郵送します。受け取りのため来庁するときは、『通知カード』と『交付通知書』、本人確認書類を持参してください。

※本人確認書類は、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、



パスポートなど写真付きのもの1点か、各種健康保険証の被保険者証、年金手帳、介護保険の被保険者証、学生証、生活保護受給者証、住民基本台帳カード（写真なし）など写真付きでないもの2点が必要となります。

●『通知カード』、『個人番号カード』を紛失してしまっ たら…

これらのカードは『マイナンバー』が記載されていますので、

紛失しないように大切に保管してください。

万が一紛失した場合は、再交付の手続きと、再交付手数料が必要となります。

〈再交付手数料の内訳〉

カードの種類	再交付手数料
通知カード	500円
個人番号カード(※)	800円

※再交付の『個人番号カード』に電子証明書の搭載を希望する場合は、別途200円の再発行手数料がかかります。

●住民基本台帳カードの返納について

住民基本台帳カードをお持ちの方は、有効期限（発行日から10年間）まで利用できますが、『個人番号カード』の交付を受けるときは、住民基本台帳カードを返納する必要がありますのでご注意ください。

●住民基本台帳カードをお持ちで、平成28年2～3月の確定申告をe-Taxで行う予定の方へ

『個人番号カード』の交付には相当の期間を要することが予想され、交付が確定申告の申告期限に間に合わない可能性があります。そのため、住民基本台帳カード向け電子証明書を使って申告を行うこととなりますが、電子証明書の有効期限が切れてしまっていた場合には、e-Taxでの確定申告ができなくなります。必ず事前に有効期限を確認してください。

なお、住民基本台帳カードや住民基本台帳カード向け電子証明書の発行は平成27年12月をもって終了しますので、お早めにご手続きを行ってください。

▼問い合わせ

- 通知カード・個人番号カードについて
- 市民サービスグループ (☎051-855)
- マイナンバー制度全般について
- 企画調整グループ (☎051-109)